

「競争契約入札心得」新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和6年4月 1日)</p> <p>第1～5 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6 落札者は、契約書の案に記名捺印(電磁的記録により契約書を作成する場合は<u>電子署名</u>)し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託(公共施設維持管理業務委託を除く。)においては設計金額が2000万円未満のとき、公共施設維持管理業務委託においては設計金額が3000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)</p> <p>2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。</p> <p>3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <p>4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、当該落 札者決定を取り消すことがある。</p> <p>5 <u>第1項の契約保証金に代えて、前払金保証事業会社が発行する保証証券については、電磁的取扱いも可能とする。また、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。</u></p> <p>第7 略</p>	<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和6年1月18日)</p> <p>第1～5 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6 落札者は、契約書の案に記名捺印_____し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託(公共施設維持管理業務委託を除く。)においては設計金額が2000万円未満のとき、公共施設維持管理業務委託においては設計金額が3000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)</p> <p>2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。</p> <p>3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <p>4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、当該落 札者決定を取り消すことがある。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第7 略</p>